

文京区公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要綱

2019文総契第566号令和2年3月31日区長決定

2023文総契第932号令和5年12月20日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）が発注する工事（以下「区発注工事」という。）の施行を請け負う者が保有する工事代金債権の金融機関への譲渡に当たり、区が「文京区標準契約約款 工事請負」（以下「工事請負約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により、当該工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負金額（工事請負契約により区が支払うこととされる額をいい、第5条に規定する債権譲渡の承諾申請時までに契約変更により当該請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以上の区発注工事であること。
- (2) 文京区契約事務規則（昭和39年4月文京区規則第11号。以下「規則」という。）第51条に規定する前金払（以下「前金払」という。）、規則第51条の2に規定する中間前金払（以下「中間前金払」という。）又は規則第52条に規定する部分払（以下「部分払」という。）がなされている場合は、工事の進捗率が、請負金額のうちの前金払による支払金額（以下「前払金額」という。）、中間前金払による支払金額（以下「中間前払金額」という。）又は部分払による支払金額（以下「部分払金額」という。）の占める割合をおおむね超えていること。
- (3) 次に掲げる場合のいずれにも該当していないこと。
 - ア 第5条第1項第1号の規定により提出する債権譲渡承諾依頼書の提出日から当該工事請負契約の履行期限までの期間が2週間に満たない場合
 - イ 受注者が工事請負約款第42条各号に該当する等の理由により、債権譲渡を承諾することが不適當であると区長が認めた場合
 - ウ 工事請負約款等にあらかじめ一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
 - エ その他受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾することが不適當であると区長が認めた場合

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 区が債権譲渡を承諾する受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次に掲げる

要件を全て満たしていなければならない。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画があること。

(2) 次に掲げる場合のいずれにも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項に規定する破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項に規定する特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能な状態となった場合

2 区が債権譲渡の承諾をすることができる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、当該債権を譲り受ける者として区長が適当であると認めた金融機関とする。

（譲渡の対象となる工事代金債権の範囲）

第4条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事請負約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金額、中間前払金額及び部分払金額並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額され、又は減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額され、又は減額された後の額とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾の申請（以下「承諾申請」という。）を行おうとするときは、総務部契約管財課に事前協議を行った上で、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（別記様式第1号） 3部

(2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部

- (3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
 - (4) 工事履行報告書（別記様式第2号） 1部
 - (5) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）に押印されている使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、当該受付票の写し
 - (6) 下請負人に対する支払計画書（別記様式第3号）（債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1部
 - (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、債権譲渡について保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、当該承諾を受けている旨を証するものの写し 1部
 - (8) 前号に規定する場合にあっては、保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている旨を規定する条項を朱線等で明示した保険又は保証約款等の写し 1部
- 2 前項各号に規定する書類の提出方法は、当該工事の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して総務部契約管財課に持参することによるものとし、郵送等による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかの委任状（別記様式第4号）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第6条 債権譲渡の承諾基準は、次のとおりとする。

- (1) 承諾申請に係る工事が、第2条各号に掲げる条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が、第3条各項に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 同じものが3部提出されていること。
 - イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書に押印したものと一致していること。ただし、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認ができること。
 - オ 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑証明書と一致していること。
 - カ 支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、承諾申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称、代表者及び構成員の所

在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の記載があり、使用した印が工事請負契約書と一致していること。

- (4) 公共工事代金債権信託契約書が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印が、印鑑証明書と一致すること。
 - ウ 譲渡対象債権の内容が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - エ 建設共同企業体案件にあつては、建設共同企業体の名称及び代表者並びに建設共同企業体の構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載があること。
 - オ 建設共同企業体案件にあつては、当該建設共同企業体の構成員全員が債権譲渡に合意していることが確認できること。
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書が提出されていること。
- (6) 当該工事の進捗率が、第2条第2号に規定する割合をおおむね超えていること。
- (7) 下請負人に対する支払計画書において、債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、支払計画書に下請企業として中小企業者が存在することが確認でき、当該中小企業者に対して代金支払の予定があること。
- (8) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、債権譲渡について保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、当該承諾を受けている旨を証する次のものが提出されていること。
 - ア 当該承諾を受けている旨を証するものの写しの内容が、役務保証特約付ではない通常の履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。
 - イ 区に提出済みの保険又は保証証券等及び約款等と当該承諾を受けている旨を証するものの写しとの記載内容が一致していること。
- (9) 第三者から区に対し、債権譲渡承諾依頼書に記載の事項に係る工事代金債権の譲渡通知が到着していないこと。

(債権譲渡の承諾)

第7条 区長は、第5条第1項各号に規定する書類の提出を受けた後、当該書類を確認し、債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡承諾書（別記様式第5号）により、債権譲渡人及び債権譲受人に速やかに通知する。

2 区長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡整理簿に必要事項を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 区長は、承諾申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しないと認めるとき、債権譲渡人が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないと認めるとき又は第5条

第1項各号に規定する書類の確認により、承諾を行うことが不相当であると認めるときは、債権譲渡の承諾をしないものとする。

- 2 区長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をしないときは、速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡不承諾通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（出来高査定）

第9条 公共工事代金債権信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等の必要がある場合は、工事出来高査定協力申出書（別記様式第7号）を区長へ提出するものとする。
- 3 区長は、債権譲受人から、前項の立入り等を求められた場合は、この時点で当該工事に係る工事代金債権の譲渡通知を第三者から受け付けていないことを確認した後、工事に支障のない範囲内でこれを認めるものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分を証明するものを持参するものとし、区から求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

（契約変更の場合の取扱い）

第10条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、契約変更の際に債権譲渡人と区長との間で取り交わした契約変更承諾書の写しを債権譲受人に対して提出しなければならない。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約変更用）（別記様式第8号）を作成し、区長に提出するものとする。

（契約解除の場合の取扱い）

第11条 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約が工事完成前に解除された場合の工事代金債権の額は、既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前払金額、中間前払金額、部分払金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約が解除されたときは、区長は、前項の規定により算出した工事代金債権の額を、債権譲受人に通知するものとする。
- 3 債権譲受人は、前項の規定による通知を受けたときは、工事代金債権計算書（契約解除用）（別記様式第9号）を作成し、区長に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能なときは、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

（工事代金の請求）

第12条 債権譲受人は、区による検査等の所定の手続を経て、請負金額及び部分払金額（以下「請負金額等」という。）の額が確定したときに限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

2 債権譲渡人は、債権譲渡承諾後は、区に対して請負金額等の請求をすることができない。

3 債権譲受人は、確定した工事代金等の支払を区に請求するときは、工事代金請求書（別記様式第10号）を区長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 区は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札及び契約の手続等において不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項については、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。